

# 運動部活動に係る活動方針

愛媛県立今治北高等学校大三島分校

## 1 はじめに

本方針は、愛媛県が平成30年6月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」（以下、県方針という。）に則り、運動部活動が生徒の健全な成長や教師の業務負担軽減に資するため定めるものとする。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は毎年度本方針を策定する。

イ 運動部活動の責任者（以下「運動部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、運動部活動の方針及び活動計画等を学校のホームページへ掲載し公表する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成27年3月に作成した「運動部活動運営ガイドー改訂版一」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であることを踏まえて、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

## **(2) 運動部活動用指導手引きの活用**

運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引を積極的に活用して、適切な指導を行う。

## **4 適切な休養日等の設定**

運動部活動における休養日及び活動時間については、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。なお、文武両道を掲げる本校の教育方針を踏まえ、生徒の発達段階、競技の特性や活動環境、年間大会日程等に応じて、本方針の趣旨に反しない範囲で弾力的に取り扱うものとする。

- (1) 開校日は、週当たり1日以上休養日を設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。) 考査発表中や考査期間中、また、長期休業中の休養日を含めて、年間を通して、週当たり2日に相当する総休養日数を確保するように努める。
- (2) 1日の活動時間は、ミーティング等の時間を除いて2時間30分程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間30分程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、重要な大会を控えている時期など、活動時間の延長を必要とする場合は、活動時間延長願いを提出の上、校長が認めればこの限りではない。

## **5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備**

### **(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置**

ア 校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。

### **(2) 地域との連携**

ア 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## **6 学校単位での参加する大会等の見直し**

校長は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末などに開催される様々な大会等に参加することが生徒や運動部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会を精査する。

## **7 その他**

文化部活動においても、その趣旨に鑑み、原則として本方針に準ずるものとする。